## 福島県バドミントン協会 表彰基準等に関する細則

- 1, 表彰規定第3条によりこの細則を定める
- 2, 功労賞を与える基準 ※功労賞の受賞は一度限りとする
  - (1) 年齢 当該年度4月1日現在満 50 歳以上
  - (2) 各支部・連盟の運営並びに事業遂行、普及・振興・育成に功績があった 個人及び団体
    - ※ただし、10年以上歴任した者
  - (3) 本会の発展のため特に顕著な功績があった個人
  - (4) その他次に該当するもので表彰委員会が適当と認めた者
    - ① 10年以上クラブの顧問として活躍が顕著な者
    - ② 本会役員として10年以上または常任理事以上を5年以上歴任した者 ※県協会役員経験者については、当分の間、表彰委員会推薦とする
- 3, 優秀指導者賞を与える基準 ※優秀指導者の受賞は一度限りとする
  - (1) 中学校・高校のクラブ顧問として10年以上選手の育成指導につとめ、 その指導技術の優秀な者
  - (2) 各支部または加盟団体の中で選手の育成指導を10年以上続けている優秀な指導者
  - (3) その他、特に選手の育成・指導に顕著な功績のあった指導者 ※優秀選手・特別優秀選手の育成に直接貢献した者
- 4, 優秀選手賞を与える基準 ※表彰対象大会の明記 別紙参照
  - (1) 県総合スポーツ大会に15年以上出場し、選手として活躍し成績優秀な者
  - (2) 本会が主催又は主管する大会で、3年以上連続優勝した個人及び団体
  - (3) 東北バドミントン選手権大会に10回以上出場し、その成績が優秀な者
  - (4) 国民体育大会に3回以上出場し、特に選手の模範となるもの
  - (5) (公財)日本バドミントン協会主催大会、個人・団体で5位以上の者 ※ただし、大会で1勝(不戦勝を除く)以上していなければ表彰の対象外とする
- 5, 特別優秀選手賞を与える基準
  - (1) 本会が主催又は主管する大会で、5年以上連続優勝した個人及び団体
  - (2) 東北大会・全国大会等に出場し、特に優秀な成績を収めた個人及び団体 (東北大会優勝・全国大会3位以内入賞をその基準とする) ※ただし、大会で1勝(不戦勝を除く)以上していなければ表彰の対象外とする
  - (3) 国民体育大会に5回以上出場し、特に選手の模範となるもの
  - (4) その他、特に技術的にすぐれ各種競技大会で優秀な成績を収め、他の模範となる者

6, 受賞の資格・回数・人数

功労賞・優秀指導者賞については一度限りとする。

※優秀選手賞・特別優秀選手賞について回数の制限を設けない。

ただし、大会で1勝(不戦勝を除く)以上していなければ表彰の対象外とする ※福島県スポーツ協会などの表彰には推薦する

## 人数

各支部・各連盟からの推薦については、

功労賞・優秀指導者賞各1名のみとする。最大30名

※ただし、令和5年度に限り推薦人数の制限を設けない。

推薦者がいない場合は、他支部・連盟での補充や次年度への繰り越しは行わない。

優秀選手賞・特別優秀選手賞については、人数の制限を設けない。

7, 表彰の機会

表彰は原則として毎年1回、県協会総会後に行う

8, 本細則の改廃は、表彰委員会に置いて決定し、理事会の承認を得る

附則 本規定は昭和52年4月1日より施行する

平成27年3月22日一部改正

令和5年9月10日一部改正